那智勝浦町立新病院建設事業

要求水準書１

平成２７年６月

那智勝浦町立温泉病院

目　　　次

１　総則

本要求水準書は、那智勝浦町立新病院建設事業（以下「本事業」という。）において、事業者が実施する業務の水準を示すものである。この水準は、那智勝浦町立温泉病院（以下「病院」という。）が要求する最低限の水準であり、事業者が、本要求水準書が示す基準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

要求水準書は、要求水準書１（本書）と要求水準書２から構成される。

（1）共通事項

ア　業務実施体制

（ア）事業期間において、全体を総括する総括責任者を定め、病院とのパートナーシップを構築し、各種事項に一元的に対応すること。

（イ）各業務に対して、業務責任者及び業務担当者を定めること（設計業務の業務責任者は管理技術者、建設業務の業務責任者は監理技術者と呼ぶ。）。

（ウ）各業務の業務責任者及び業務担当者は、法令等による資格を必要とする場合には、該当する有資格者が従事すること。

（エ）業務実施体制を変更しようとする場合は、速やかに当該変更について病院へ届け出て、確認を受けること。

イ　モニタリングの実施

（ア）事業者は、自らの業務実施状況についてセルフモニタリングを行い、本書に定められた業務を確実に遂行しているか確認を行うこと。

（イ）病院は、事業者の業務が要求水準に適合していることを確認するため、定期的にモニタリングを行う。事業者は、病院が行うモニタリング結果をうけ、業務遂行の改善に役立てること。

※モニタリング：事業者が行う業務に対して、適正且つ確実な業務水準が確保されているか、監視（評価・測定）をする行為

（2）提出書類

ア　事業者は、次頁の書類を定められた時期までに病院に提出し、確認を得ること。

書 類 名	提出時期	主な記載内容
設計業務計画書	事業契約締結後速やかに	業務実施体制 業務仕様書 業務実施スケジュール セルフモニタリング実施計画
建設業務計画書	業務開始２カ月前まで	業務実施体制 施工計画書 セルフモニタリング実施計画
設計図書	基本設計及び実施設計の業務完了時	後述
施工図書	建設業務完了時	後述
設計業務報告書	設計業務開始後より、毎月５日まで	前月末日時点における設計業務の進捗状況等
工事現況報告書	建設業務開始後より、毎月５日まで	前月末日時点における工事の進捗状況

イ　業務計画書は必要に応じて適宜更新し、更新後速やかに病院に提出し確認を得ること。

ウ　セルフモニタリング実施計画は、モニタリングの時期、計測する定量的な指標、達成水準、指標の収集方法等を含むものとする。

２　設計業務

（１）基本方針

「地域に密着した医療の展開」「患者を中心とした医療の提供」「安全で信頼される医療の提供」「病院経営の健全性の向上」を実現する施設の設計を行う。 また、病院及び事業者が相互に努力し設計を進める。

（２）業務概要

ア　基本設計及び実施設計業務
イ　工事監理業務

（３）業務要件

ア　基本設計及び実施設計業務

（ア）事業者は基本協定締結後に本業務を開始する場合は、速やかに設計工程表及び実施体制表を病院に提出し、基本設計及び実施設計を行うこと。

（イ）病院の機能として具体的に求められる要求水準は、「要求水準書２」を参照すること。

（ウ）本書及び要求水準書２の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書及び要求水準書２で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書※の基準により設計及び工事を施工することも妨げない。（※社団法人日本建築家協会監修の各種工事共通仕様書及び社団法人日本建築学会建築工事標準仕様書を参考とすること。）

（エ）設計に病院各部門の要望を十分に反映させること。事業者は、設計期間中に十分なヒアリング、協議、調整を必要に応じて行い、病院の合意を基に設計を完了させること。

（オ）事業者は定期的に当該業務の進捗状況及び内容について病院に報告し、病院と協議等を行った際には協議録等を作成し、保管すること。

（カ）図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、病院の指示を受けなければならない。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

（キ）医療法、その他の関係法令に基づく許認可申請において、病院の求めに応じて、協力を行うこと。

（ク）法規面や周辺社会基盤施設等の諸条件については官公庁等で事前に調査の上、必ず確認すること。また、協議録等を作成し、その都度病院に提出して確認を受け、

保管すること。

（ケ）設計内容や施工方法は、病院経営の観点から、概ね３０年程度の長期修繕計画及びライフサイクルコストをもとに検討すること。

（コ）設計図書として、以下の成果品を病院に提出し、確認を受けること。

ａ　基本設計

（a）建築概要書

（b）電気設備概要書

（c）機械設備概要書

（d）昇降機設備概要書

（e）工事費概算書

（f）ライフサイクルコスト計算書※

（g）防災・避難計画書※

（h）和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)に基づく特定施設新築等工事届出書※

（i）感染対策計画書※

（j）官公庁打合せ記録

（k）その他必要図面、資料

（l）CAD データ等の電子データ一式

※印の書類は建築概要書に含めること。

ｂ　実施設計

（a）設計書類

構造計算書、設備負荷計算書、官公庁打合せ記録

（b）工事内訳書

※工事内訳書は工種ごととし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

（c）図面（建築）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室ごとの面積表、工程図、その他必要図面

（d）図面（電気）

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、防災設備配線図、その他必要図面

（e）図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙

設備平面図、部分詳細図、機器詳細参考図（特注品）、中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面

(f) 図面（給排水衛生）

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所他）、屋外設備図、その他必要図面

(g) 図面（昇降機・搬送）

昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面

(h) 完成予想透視図

(i) 完成模型

(k) CAD データ等の電子データ一式

（サ）病院が行う引越しに関する支援や協力を行うこと。少なくとも、以下の業務を実施すること。

a 工事計画に合わせた、移転計画を立案すること。（移転スケジュールを含む）

b 現有の医療機器や什器備品をリスト化し、移転物量を把握すること。

c 移転業者（引越業者）を選定するための移転業務仕様書案を作成すること。

イ　工事監理業務

（ア）工期等を順守し、適正に監理すること。

（４）業務区分表

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th colspan="2" rowspan="2">業　務　内　容</th><th colspan="2">業務担当主体</th></tr>
<tr><th>病　院</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td rowspan="14">基本設計及び
実施設計業務</td><td rowspan="2">基本設計</td><td>基本設計図書の作成</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>基本設計図書の確認</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施設計</td><td>実施設計書の作成</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>実施設計書の確認</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">各種許認可申請
・取得</td><td>申請書類の作成</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>許認可申請・取得</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="5">移転業務支援</td><td>移転計画の立案</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>移転物量調査</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>移転業者選定のための移転業務仕様書案の作成</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>移転業者選定のための移転業務仕様書案の確認</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>移転業務</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>関係者との調整</td><td>上記業務の実施に伴う関係機関との調整</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事前調査</td><td colspan="2">敷地測量（実施済み）</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">土質調査（一部実施済み）</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他設計に必要な調査</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

凡例 ○：主分担

（５）費用区分表

項　　　　　目	病　院	事業者
設計図書作成費		○
官公庁手数料		○

凡例 ○：負担者

３　建設業務

（１）基本方針

設計業務において定められた施設について、求められる性能を達成した上で、効率的に整備する。

（２）業務概要

ア　工事
（ア）整地工事
（イ）建築工事
（ウ）電気設備工事
（エ）空調設備工事
（オ）給排水衛生設備工事
（カ）昇降機・搬送設備工事
（キ）付帯施設工事
（ク）駐車場整備工事
（ケ）植栽・外構工事
（コ）医師等職員住宅棟工事
イ　各種許認可申請・取得
ウ　各種調査
エ　関係者との調整
オ　竣工後業務

（３）業務要件

ア　事業者は現場代理人及び監理技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。
イ　本書及び要求水準書２の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書及び要求水準書２で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書※の基準により設計及び工事を施工することも妨げない。（※社団法人日本建築家協会監修の各種工事共通仕様書及び社団法人日本建築学会建築工事標準仕様書を参考とすること。）
ウ　事業者は文書及び写真により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うとともに、病院が要請したときは工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

エ　事業者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が近隣住民及び一般住民に与える影響を最小限に抑えるとともに、合理的に要求される範囲内で近隣等対応、交通渋滞対策を行うものとする。また、近隣等対応の事前及び事後にその内容及び結果を病院に報告するものとする。

オ　安全誘導員及び警備員の配置、工事作業員への教育並びに現場安全パトロールの実施等第三者災害防止策を徹底すること。

カ　現場での作業時間は原則として8時30 分から17 時までとし、土曜、日曜及び祝日において、騒音及び振動が一定量を越える工事は、事前に病院に報告すること。

キ　騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

ク　工事中の安全対策及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うこと。なお、工事中及び竣工後に新たに生じたテレビ電波障害対策を含むものとする。

ケ　工事作業場所は、周囲に柵・囲い等を設け範囲を明確にし、工事関係者外の立入りを禁止するとともにその旨の表示を徹底すること。また、作業場所以外の場所、隣地及び公道等における作業は禁止し、工事作業場所内の秩序を保持させること。

コ　工事作業場所内、近隣、通行人等の第三者に対して人身事故、落下事故、火災、倒壊、資材の飛散、騒音及び振動等による被害を与えないための必要な措置を講じた後に作業をさせること。また、近隣の建物、樹木及びその他施設に対しても同様とすること。

サ　枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。

シ　関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

ス　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用すること。

セ　「建設業法第24 条の７」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

ソ　工事現場ではすべての工事関係者に名札を着用させ、清潔な服装に心がけること。また、主任技術者及び監理技術者は顔写真入りの名札を着用すること。

タ　建築物に関する完成検査等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

チ　事業者が独自に有する仕様書及び品質管理基準を用いる場合は、その用いる仕様書及び品質管理基準を病院に提出し説明するとともに、確認を受けること。

ツ　病院が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお、病院は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

テ　事業者は、工事完成時には施工記録を整備して、現場で病院の確認を受けること。

ト　竣工後（引渡し前）、事業者は、事業者独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを病院に報告し、確認を受けること。

ナ　什器備品は病院にて調達するが、造作家具は内装工事の一環として整備すること。

二　病院が別途発注する第三者の行う医療機器、什器備品の搬入作業が、事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には調整を行い、第三者の業務に協力すること。

ヌ　施設の試運転とともに、病院スタッフに対して十分な操作説明及びトレーニングを実施すること。

ネ　業務終了後、竣工図書として、以下の成果品を病院に提出し、確認を受けること。

a 竣工届

b 建物引渡書

c 諸官庁提出／下付書類

d 竣工図（CAD データ含む）

e 竣工写真

f 業者リスト

g 機器取扱説明書／保証書

h CAD データ等の電子データ一式

i その他、病院が要求する資料

（４）業務区分表

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th rowspan="2" colspan="2">業　務　内　容</th><th colspan="2">業務担当主体</th></tr>
<tr><th>病　院</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工　　事</td><td colspan="2">工事施工</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力の本件土地内引き込み</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病院が整備する病院情報システム等のLAN敷設</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病院が整備する病院情報システム等のLAN管路の確保</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">各種許認可申請・取得</td><td rowspan="2">許認可申請</td><td>申請書類の作成</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>許認可申請・取得</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">各種調査</td><td colspan="2">電波障害調査、調整、対策</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺家屋影響調査</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近隣住民との調整、対策</td><td>施設設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの等</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>建設に係る住民反対運動・訴訟に関するもの等</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>関係者との調整</td><td colspan="2">関係機関との調整</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">竣工後業務</td><td colspan="2">完成検査</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">完工確認</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

凡例　○：主分担

（５）費用区分表

項　　　　目	病　院	事業者
工事施工費（造作家具を含む。）		○
病院が整備する病院情報システムのLAN敷設費	○	
医療機器の調達・設置・移設費	○	
什器備品の調達・設置・移設費	○	
各種調査、調整、対策費		○
官公庁手数料		○

凡例　○：負担者